

平成27年度（第69期）司法修習生考試委員会

資 料 目 録

- 1 司法修習生考試担当者名簿
- 2 司法修習生考試応募者名簿
- 3 司法修習生考試結果集計表
- 4 司法修習生修習成績集計表
- 5 司法修習生考試個人別成績表
- 6 司法修習生考試実施要領
- 7 考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて
- 8 司法修習生考試応募心得
- 9 司法修習生考試委員会規則

平成28年12月13日

司法修習生考試委員会

◎ この資料は、お持ち帰りにならないようお願いします。

## 司法修習生考試担当者名簿

|          |         |           |      |
|----------|---------|-----------|------|
| 民事裁判 14人 | 司法研修所教官 | 松 本 利 幸   | 委員   |
|          | 同       | 鈴 木 謙 也   | 委員   |
|          | 同       | 島 崎 邦 彦   | 考查委員 |
|          | 同       | 関 根 澄 子   | 考查委員 |
|          | 同       | 廣 澤 諭 子   | 考查委員 |
|          | 同       | 池 田 知 子   | 考查委員 |
|          | 同       | 徳 増 誠 一   | 考查委員 |
|          | 同       | 横 田 昌 紀   | 考查委員 |
|          | 同       | 大 浜 寿 美   | 考查委員 |
|          | 同       | 谷 口 哲 也   | 考查委員 |
|          | 同       | 平 城 恭 子   | 考查委員 |
|          | 同       | 島 田 英 一 郎 | 考查委員 |
|          | 同       | 有 田 浩 規   | 考查委員 |
|          | 同       | 一 原 友 彦   | 考查委員 |
| 刑事裁判 14人 | 司法研修所教官 | 細 田 啓 介   | 委員   |
|          | 同       | 神 田 大 助   | 委員   |
|          | 同       | 佐 藤 弘 規   | 考查委員 |
|          | 同       | 島 戸 純 俊   | 考查委員 |
|          | 同       | 坂 口 裕 しのぶ | 考查委員 |
|          | 同       | 品 川 和 伸   | 考查委員 |
|          | 同       | 江 口 藤 陽 夫 | 考查委員 |
|          | 同       | 加 藤 島 光 俊 | 考查委員 |
|          | 同       | 兒 戸 戸 左 近 | 考查委員 |
|          | 同       | 井 戸 荊 喜 史 | 考查委員 |
|          | 同       | 森 原 意 保   | 考查委員 |
|          | 同       | 蛭 秋 田 志 泰 | 委員   |
|          | 同       | 飯 島 佳 子   | 委員   |
|          | 同       | 北 川 さおり   | 考查委員 |
| 検 察 18人  | 司法研修所教官 | 石 塚 隆 雄   | 考查委員 |
|          | 同       | 石 佐 久 間 進 | 考查委員 |
|          | 同       | 布 村 希 志 子 | 考查委員 |
|          | 同       |           |      |
|          | 同       |           |      |

民事弁護 27人

|         |   |   |   |      |
|---------|---|---|---|------|
| 同       | 山 | 温 | 子 | 考査委員 |
| 同       | 中 | 浩 | 太 | 考査委員 |
| 同       | 長 | 辰 | 郎 | 考査委員 |
| 同       | 安 | 一 | 司 | 考査委員 |
| 同       | 大 | 裕 | 之 | 考査委員 |
| 同       | 石 | 寛 | 之 | 考査委員 |
| 同       | 廣 | 智 | 也 | 考査委員 |
| 同       | 町 |   | 史 | 考査委員 |
| 同       | 松 |   | 聡 | 考査委員 |
| 同       | 上 |   | 太 | 考査委員 |
| 同       | 梶 | 真 | 大 | 考査委員 |
| 同       | 今 | 康 | 也 | 考査委員 |
| 同       | 黒 | 明 | 彰 | 考査委員 |
| 司法研修所教官 | 河 | 昌 | 子 | 委員   |
| 同       | 坪 | 敦 | 造 | 考査委員 |
| 同       | 大 | 尚 | 高 | 考査委員 |
| 同       | 川 | 英 | 二 | 考査委員 |
| 同       | 兼 | 真 | 紀 | 考査委員 |
| 同       | 金 |   | 稔 | 考査委員 |
| 同       | 坂 | 昌 | 子 | 考査委員 |
| 同       | 那 | 健 | 人 | 考査委員 |
| 同       | 和 | 希 | 志 | 考査委員 |
| 同       | 岩 |   | 修 | 考査委員 |
| 同       | 大 | 和 | 敏 | 考査委員 |
| 同       | 本 | 伸 | 也 | 考査委員 |
| 同       | 本 |   | 健 | 考査委員 |
| 同       | 小 | 勝 | 章 | 考査委員 |
| 同       | 長 | 卓 | 也 | 考査委員 |
| 同       | 谷 | 博 | 昭 | 考査委員 |
| 同       | 野 |   | 孝 | 考査委員 |
| 同       | 崎 | 道 | 夫 | 考査委員 |
| 同       | 木 | 剛 | 志 | 考査委員 |
| 同       | 鈴 | 明 | 宏 | 考査委員 |
| 同       | 永 |   | 肇 | 考査委員 |
| 同       | 左 | 敬 | 文 | 考査委員 |
| 同       | 進 | 正 | 人 | 考査委員 |
| 同       | 清 |   |   |      |
| 同       | 本 |   |   |      |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 山 | 雄 | 郎 | 考 |
| 同 | 男 | 才 | 樹 | 查 |
| 同 | 濱 | 博 | 史 | 委 |
| 司 | 神 | 啓 | 史 | 員 |
| 法 | 関 | 聡 | 介 | 考 |
| 研 | 水 |   | 洋 | 查 |
| 修 | 宇 | 博 | 史 | 委 |
| 所 | 田 | 美 | 加 | 員 |
| 教 | 西 | 友 | 成 | 考 |
| 官 | 石 | 達 | 已 | 查 |
|   | 中 | 克 | 一 | 委 |
|   | 丸 | 惠 | 郎 | 員 |
|   | 岩 | 憲 | 武 | 考 |
|   | 檜 | わ | か | 査 |
|   | 小 |   | 剛 | 査 |
|   | 野 | 聖 | 子 | 査 |
|   | 三 | 繁 | 樹 | 査 |
|   | 高 | 俊 | 彦 | 査 |
|   | 原 | 琢 | 己 | 査 |
|   | 大 |   | 顕 | 査 |
|   | 土 | 森 | 伸 | 査 |
|   | 藤 | 屋 | 宏 | 査 |
|   | 佃 | 田 | 彦 | 査 |
|   | 設 |   | さ | 査 |
|   | 鮎 | 樂 | 信 | 査 |
|   | 一 | 川 | 雄 | 査 |
|   | 桝 | 瀬 | 久 | 査 |
|   | 渡 | 原 | 広 | 査 |
|   | 上 | 部 | 野 | 査 |
|   | 郷 | 沼 | 子 | 査 |
|   | 長 | 農 | 生 | 査 |
|   | 原 | 浜 | 人 | 査 |
|   | 葭 | 木 | 子 | 査 |
|   |   | 葉 | 裕 | 査 |

司法修習生考試結果集計表

| 成 績  | 有効<br>受験<br>者数 | 優   |        | 良   |        | 可   |        | 不可 |       |
|------|----------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|----|-------|
| 区 分  |                | 人員  | 割合     | 人員  | 割合     | 人員  | 割合     | 人員 | 割合    |
| 民事裁判 | 1816           | 546 | 30.07% | 724 | 39.87% | 541 | 29.79% | 5  | 0.28% |
| 刑事裁判 | 1816           | 550 | 30.29% | 730 | 40.20% | 532 | 29.30% | 4  | 0.22% |
| 検 察  | 1816           | 586 | 32.27% | 698 | 38.44% | 528 | 29.07% | 4  | 0.22% |
| 民事弁護 | 1816           | 541 | 29.79% | 733 | 40.36% | 501 | 27.59% | 41 | 2.26% |
| 刑事弁護 | 1816           | 563 | 31.00% | 752 | 41.41% | 499 | 27.48% | 2  | 0.11% |

## 司法修習生修習成績集計表

(再受験者の修習成績を含む)

| 成 績   |      | 有効<br>受験<br>者数 | 優   |        | 良上  |        | 良    |        | 可   |        | 可下  |       | 不可 |       |
|-------|------|----------------|-----|--------|-----|--------|------|--------|-----|--------|-----|-------|----|-------|
| 区 分   |      |                | 人員  | 割合     | 人員  | 割合     | 人員   | 割合     | 人員  | 割合     | 人員  | 割合    | 人員 | 割合    |
| 実務修習  | 民事裁判 | 1816           | 212 | 11.67% |     |        | 1500 | 82.60% | 104 | 5.73%  |     |       | 0  | 0.00% |
|       | 刑事裁判 | 1816           | 233 | 12.83% |     |        | 1468 | 80.84% | 115 | 6.33%  |     |       | 0  | 0.00% |
|       | 検察庁  | 1816           | 423 | 23.29% |     |        | 1048 | 57.71% | 345 | 19.00% |     |       | 0  | 0.00% |
|       | 弁護士会 | 1816           | 393 | 21.64% |     |        | 1250 | 68.83% | 173 | 9.53%  |     |       | 0  | 0.00% |
| 司法研修所 | 民事裁判 | 1816           | 107 | 5.89%  | 441 | 24.28% | 725  | 39.92% | 430 | 23.68% | 113 | 6.22% | 0  | 0.00% |
|       | 刑事裁判 | 1816           | 106 | 5.84%  | 446 | 24.56% | 722  | 39.76% | 434 | 23.90% | 108 | 5.95% | 0  | 0.00% |
|       | 検 察  | 1816           | 154 | 8.48%  | 416 | 22.91% | 714  | 39.32% | 421 | 23.18% | 111 | 6.11% | 0  | 0.00% |
|       | 民事弁護 | 1816           | 109 | 6.00%  | 436 | 24.01% | 719  | 39.59% | 438 | 24.12% | 114 | 6.28% | 0  | 0.00% |
|       | 刑事弁護 | 1816           | 111 | 6.11%  | 447 | 24.61% | 720  | 39.65% | 436 | 24.01% | 102 | 5.62% | 0  | 0.00% |

| 成 績     |  | 有効受<br>験者数 | 合    |         | 否  |       |
|---------|--|------------|------|---------|----|-------|
| 区 分     |  |            | 人員   | 割合      | 人員 | 割合    |
| 選択型実務修習 |  | 1816       | 1816 | 100.00% | 0  | 0.00% |

平成27年度(第69期)司法修習生考試 個人別成績表

| 番号 | 実務修習 |    |    |    |    | 司法研修所 |    |    |    |    | 司法修習生考試 |    |    |    |    |
|----|------|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|---------|----|----|----|----|
|    | 民裁   | 刑裁 | 検察 | 弁護 | 選択 | 民裁    | 刑裁 | 検察 | 民弁 | 刑弁 | 民裁      | 刑裁 | 検察 | 民弁 | 刑弁 |
| 1  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 2  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 3  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 4  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 5  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 6  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 7  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 8  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 9  |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 10 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 11 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 12 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 13 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 14 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 15 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 16 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 17 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 18 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 19 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 20 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 21 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 22 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 23 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 24 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 25 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 26 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 27 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |

平成27年度(第69期)司法修習生考試 個人別成績表

| 番号 | 実務修習 |    |    |    |    | 司法研修所 |    |    |    |    | 司法修習生考試 |    |    |    |    |
|----|------|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|---------|----|----|----|----|
|    | 民裁   | 刑裁 | 検察 | 弁護 | 選択 | 民裁    | 刑裁 | 検察 | 民弁 | 刑弁 | 民裁      | 刑裁 | 検察 | 民弁 | 刑弁 |
| 28 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 29 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 30 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 31 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 32 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 33 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 34 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 35 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 36 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 37 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 38 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 39 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 40 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 41 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 42 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 43 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 44 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 45 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 46 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 47 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 48 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 49 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 50 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 51 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 52 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 53 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |
| 54 |      |    |    |    |    |       |    |    |    |    |         |    |    |    |    |

## 司法修習生考試実施要領

(平成12年7月12日司法修習生考試委員会可決)

(平成14年7月10日司法修習生考試委員会可決)

(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)

(平成27年12月15日司法修習生考試委員会可決)

### 1 考試の対象者

考試を実施する年度において裁判所法第67条第1項の試験を受けることができる者

### 2 考試の方法

#### (1) 科目

民事裁判, 民事弁護, 刑事裁判, 刑事弁護, 檢察の5科目とする。

#### (2) 内容

訴訟記録に基づき, 裁判, 檢察及び弁護の立場から種々の問題を提出して答案作成を求める。

#### (3) 資料の貸与

委員長の定めるところにより, 答案作成のための参考資料を貸与する。

#### (4) 問題作成及び答案審査担当者

司法修習生考試委員会委員及び考査委員のうち, 委員長の指名した者とし, 各科目ごとの問題作成及び答案審査担当者の人数等は, 委員長の定めるところによる。

#### (5) 考試の時間

各科目6時間30分とする。

なお, 考試時間以外に昼食時間を1時間設け, この時間中の答案作成を認める。

#### (6) 考試の期日及び場所

委員長の定めるところによる。

### 3 採点基準

(1) 採点の段階

優，良，可及び不可の4段階とし，可以上を合格，不可を不合格とする。

(2) 採点の方法

各科目ごとに当該答案審査担当者の合議により採点する。

4 可否の決定

司法修習生に関する規則第16条の定めに従い，司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果により，当委員会において決定する。

5 不正行為

(1) 不正行為

当委員会が別に定める基準に該当する行為を不正行為とする。

(2) 不正行為の制止

試験官又は係員は，不正行為を行った者に対し，それを制止することができる。

(3) 応試中止の措置

幹事は，不正行為を行った者の応試を直ちに中止させなければ，考試の公正が確保できないと認めるときは，その者につき，当該考試日における応試を中止させることができる。

(4) 不正行為者の考試結果の効力

不正行為を行った者の考試結果の効力は，当委員会が決定する。

6 その他

1から5までに定めるもののほか，考試の実施に必要な事項は委員長が定める。

考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて

(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)

司法修習生の考試において不可の科目又は欠席があった者については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 受験した考試において不可の科目又は欠席があった者については、当該受験した考試（以下「当期考試」という。）を不合格とする。
- 2 1により、当期考試を不合格とされた者は、次回以降の司法修習生考試（以下「次回考試」という。）を受験することができる。
- 3 2により、次回考試を受験する者は、同考試において実施されるすべての科目を受験しなければならない。

ただし、当期考試において、病気、その他やむを得ないと認める事情により、同考試の一部を欠席するなどした者に対し、同考試において既に受験した科目について、次回考試において受験を要しないものとすることができる。

## 平成27年度（第69期）司法修習生考試応試心得

司法修習生考試委員会

応試者は、事前にこの応試心得を熟読し、記載されている事項について最高裁判所及び司法研修所事務局に照会することのないよう注意すること。

### 第 1 考試日程

#### 1 日時及び考試科目（全科目受験する。）

| 実施年月日          | 考試科目 | 着席時刻  | 考 試 時 間                                         |
|----------------|------|-------|-------------------------------------------------|
| 平成28年11月18日（金） | 検 察  | 9時45分 | 10時20分から12時まで<br>及び<br>13時から17時50分まで<br>の6時間30分 |
| 〃 11月21日（月）    | 民事弁護 | 9時45分 |                                                 |
| 〃 11月22日（火）    | 民事裁判 | 9時45分 |                                                 |
| 〃 11月24日（木）    | 刑事弁護 | 9時45分 |                                                 |
| 〃 11月25日（金）    | 刑事裁判 | 9時45分 |                                                 |

#### 2 昼食時間

12時から13時までの1時間

なお、昼食時間中の答案作成を認める。

#### 3 会場

|                                       |                                |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、<br>大津及び和歌山以外の司法修習生 | 司法研修所                          |
| 再受験希望者                                |                                |
| 実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、<br>大津及び和歌山である司法修習生 | 新梅田研修センター<br>大阪市福島区福島6丁目22番20号 |

## 第2 重要事項

答案は、試験監督者による試験時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみ有効なものとして回収する。

試験時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。

## 第3 不正行為

次に掲げる行為は不正行為とみなす。

不正行為を行った者については、当該試験日における応試の中止や、答案を無効とすることがある。

- 1 他の応試者の答案を閲覧し、又は故意に他の応試者に同様の閲覧をさせること
- 2 口頭又はメモで他者から答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 3 携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を用いて、答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 4 当該行為を禁止し、当該行為を行った場合は不正行為とみなす旨の事前の告知があったにもかかわらず、以下の(1)ないし(3)の行為を行うこと
  - (1) 応試者相互で談話をすること
  - (2) 携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を所持すること
  - (3) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲覧し、又は故意に他の応試者に同様の閲覧をさせること
- 5 以下の(1)ないし(4)の行為を行い、試験官又は係員が当該行為を中止するよう警告を与えても直ちに当該行為を中止しないこと
  - (1) 所定の試験時間終了後も答案を作成すること
  - (2) 所定の試験時間中に所定の筆記用具以外の私物を使用すること
  - (3) 許可を受けずにエレベーターを使用すること
  - (4) 立ち入り禁止場所へ立ち入ること
- 6 1ないし5に類する行為であって、試験の公正を害するおそれのある行為を行うこと

## 第4 持参する物

|                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 受験票                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| 2 筆記用具等                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| 試験時間中、机上に置いて使用できる私物は以下のとおり<br>(鞆の中にあるものを取り出す場合は、必ず挙手の上、試験室係員に申し出る。)                                                       |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| 答案作成に使用するペン                                                                                                               | 黒インクのペン<br>(ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。)<br>※ インクがプラスチック製消しゴム等で消せる<br>ペンは使用不可                                                                                                                                                                    |                                                                               |
| 草稿用等の筆記用具                                                                                                                 | ・ペン類(黒以外のペンやマーカーも可)<br>・鉛筆、色鉛筆<br>・消しゴム、定規                                                                                                                                                                                                |                                                                               |
| 時 計                                                                                                                       | 時計機能のみ使用できる。<br>※ あらかじめ、アラーム機能は切っておく。<br>※ ストップウォッチ及び時計のストップウォッチ<br>機能・タイマー機能は使用不可                                                                                                                                                        |                                                                               |
| 身の回り品<br><br>※試験室係員が適宜点検<br>する。<br>※試験室係員の指示に従<br>わない場合は、その物<br>の使用を禁止する。                                                 | ・防寒具、カイロ<br>・薬(注射により摂取するものを除く。)<br>・冷却シート、湿布(体に貼り付けるもので、匂いが<br>他の応試者の迷惑にならないもの)<br>・リップクリーム、ハンドクリーム(匂いが他の応試<br>者の迷惑にならないもの)<br>・クッション、座布団、腰当て<br>・スリッパ、マスク、指サック、手首サポーター<br>・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ<br>・耳栓(係員等の指示が聞こえるよう留意すること。)<br>・拡大鏡(虫眼鏡) |                                                                               |
| ● 上記以外は一切の私物の使用を禁止する。<br>※ 筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付箋、クリップ、ステープラ、<br>扇子、うちわ、手袋等の使用も認めない。<br>※ これらの私物を持参した場合は、着席時刻までに全て鞆の中にしまう。 |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| ● 通信機器等(携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等<br>の通信機能を有する電子機器)については、試験室への持込みを禁止する。<br>※ 通信機器等を持参した場合は、各試験室係員が預かるのでその指示に従う。       |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| 3 昼食等                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| 昼 食                                                                                                                       | 各考試日とも持参すること。昼食のために外出することはできない。                                                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| 昼食以外                                                                                                                      | 持込可能                                                                                                                                                                                                                                      | ペットボトル、水筒等の開栓後に再度の密閉が可能な飲物<br>あめ、ガム、栄養調整食品等の簡易に摂取可能で、匂いや音が<br>他の応試者の迷惑にならない食品 |
|                                                                                                                           | 持込不可                                                                                                                                                                                                                                      | 蓋付きでない缶飲料、チルドカップ、紙パック等の開封後に密閉<br>できない飲物                                       |

## 第5 応試要領

### 1 試験室

会場ごとの考試試験室配置図（8ページ及び11ページ）のとおり

### 2 着席場所

別途配布する考試受験票記載のとおり

### 3 貸与資料

考試の全科目において、『デイリー六法 平成28年版（三省堂発行）』を貸与する。

### 4 試験室への入室等

会場ごとの注意事項（7ページ及び9ページ）記載のとおり

### 5 考試期間中の注意事項

- (1) 応募者は、考試期間中、会場ごとの考試試験室配置図（8ページ及び11ページ）で示した場所のほか、立入禁止と表示された区域に立ち入ってはならない。また、締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。
- (2) 応募者は、考試期間中、エレベーターを使用してはならない（特例措置（第6参照）を認められた者を除く。）。

### 6 考試時間中（着席時刻から退出の指示があるまでの間）の注意事項

- (1) 試験室の内外を問わず、応募者相互の談話を一切禁止する。トイレや喫煙場所で声を掛け合うなどの行為も絶対にしないこと。
- (2) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又はそれらを故意に他の応募者に閲読させてはならない。
- (3) 試験室係員に無断で試験室から退出してはならない。  
※ トイレや、喫煙許可（第6参照）を受けた者が喫煙のために途中退出する場合も、挙手し、試験室係員に申し出た上で退出すること。
- (4) 昼食等のための外出並びに会場内の食堂、売店及び自動販売機の使用は禁止する。
- (5) 自席以外での飲食は禁止する。昼食のほか、持込みが認められた飲物等についても同様である。

### 7 着席時刻から考試開始までの注意事項

- (1) 着席時刻は、必ず遵守する。遅刻した場合は、当日の考試に応試させないことがあるから十分注意すること。
- (2) 着席時刻になると、試験監督者から応募に当たっての注意事項を説明するので、特段の事情がない限り、試験室からの退出を認めない。

(3) 注意事項の説明中に、試験室係員が、答案表紙、答案用紙、草稿用紙、考試記録、デイリー六法及び付箋（２色）を配布するが、試験監督者から指示があるまで答案表紙等に触れたり記入したりしてはならない。

(4) 問題用紙配布後、考試開始の合図があるまで、問題用紙に触れてはならない。

## 8 答案作成に関する注意事項

(1) 配布した問題、考試記録、デイリー六法等を試験室外に持ち出さない。

(2) 配布した問題及び考試記録には書き込みをしてもよいが、デイリー六法は一切の書き込み等を禁止する。

(3) 答案は、特に指示のあった場合を除き、１行おきに記載する。

(4) 答案のページ数は、全ての答案用紙のページ数記入欄に、通し番号で記載する。

(5) 不正行為の誤解を受けないよう、配布した問題、答案用紙及び使用が認められた筆記用具等は、各自の机の上に置くこととし、机の中にしまったり、机脇の通路上や鞆の上に置いたりしてはならない。

※ デイリー六法のケースは、机の中又は下に置くよう指示されるので、従うこと。

(6) 答案用紙、草稿用紙及び付箋が不足した場合は、試験室係員に申し出ること。

(7) 答案表紙及び答案用紙に、使用が認められたもの以外の筆記用具で記載し、又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載（応募者の氏名等）をした場合、答案が無効とされることがある。

(8) 途中退出を認める旨の告知があった後は、考試終了時刻前に答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には、随時試験室係員に申し出て、その指示に従い、答案、記録等配布したものを全部所定の場所に提出した上で、退出する。

ただし、考試終了時刻１５分前以降は、答案の提出を認めない。

## 9 考試終了時に関する注意事項

(1) 考試終了の合図があったら、直ちに答案作成をやめる。考試時間終了宣言後の答案作成（ページ数等の記載、綴り込み、綴り直し、挟み込み等を含む。）は、一切禁止する。

(2) 第２「重要事項」に記載したとおり、答案の回収は、試験監督者による考試時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみにつき行う。考試時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。

(3) 考試終了後は、試験室係員の指示に従い、答案、考試記録等配布したものを全部提出する。試験監督者が全員の答案等を回収し、退出の指示をするまで自席で待機する。

## 10 試験室からの退出等

会場ごとの注意事項（7ページ及び9ページ）記載のとおり

なお、途中退出した場合も同様である。

## 11 その他の注意事項

- (1) 応試に当たっては、この応試心得によるほか、試験監督者等の指示に従う。
- (2) 試験期間中は、試験室への物品の搬入等を行う係員の進路を妨げない。
- (3) 試験期間中に気分が悪くなった場合には、係員に申し出てその指示に従う。
- (4) 各試験日とも怪装（常識の範囲内の服装。例えば、上着及びネクタイを外すこと等）で受験して差し支えない。
- (5) 病気又は事故により、応試できなくなった場合や、着席時刻に遅れる又はそのおそれがある場合等は、速やかに司法修習生考試委員会庶務担当に届け出る。
- (6) 連絡先は、会場ごとの注意事項（7ページ及び9ページ）記載のとおり  
試験期間中の家族等との緊急の連絡については、考試事務室において取り次ぐ。

## 第6 考試における特例措置及び喫煙の届出について

試験期間中の特例措置及び着席時刻から退出指示があるまでの間の喫煙については、別途配布される「平成27年度（第69期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について（事務連絡）」を参照する。

なお、喫煙場所は、司法研修所は西館3階テラス又は西館1階中庭出入口付近、新梅田研修センターは外階段の2階と3階の間の踊り場である（会場ごとの考試試験室配置図参照）。

## 第7 考試不合格の場合の手続について

- 1 考試不合格となった場合、裁判所法第68条及び司法修習生に関する規則第18条第2号により罷免となる。
- 2 考試再受験のための再採用については、以下の運用を前提として取り扱われる。  
「 考試は、原則として、連続して3回まで受験することができる。  
ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、考試の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該考試については、受験回数として数えないものとするができる。」

注意事項（司法研修所）

- 1 中講堂は考試事務室とするので、その付近では立ち止まらず、速やかに通行すること。
- 2 試験室への入室等

|                          |                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登 庁 時 刻                  | 8時30分以降                                                                                                                                                                |
| 西館への入場経路                 | 西館東側玄関又は1階連絡通路から入場する。<br>2～4階の連絡通路を通して入場することはできない。                                                                                                                     |
| 待 機 場 所                  | 大講堂（座席は前から順番に詰めて座ること。飲食禁止）<br>大講堂前ホワイエ<br>大講堂脇の通路<br>西館エレベーター前の階段<br>2～4階のエレベーター前ホール又はラウンジ<br>※ 西館エレベーター前の階段以外の階段を使用することはできない。<br>※ 試験室準備のため、試験室への入室及び試験室前廊下での待機は認めない。 |
| 試 験 室 へ の<br>入 室 可 能 時 刻 | 9時30分<br>西館の階段を利用して各試験室に入室すること。<br>※ 9時30分以降は全ての階段を利用できる。<br>※ 9時45分以降はラウンジ及び個人用ロッカー設置場所への立入りを禁止する。                                                                    |
| 着 席 時 刻                  | 9時45分<br>※ 遅刻した場合、当日の試験に応試させないことがある。                                                                                                                                   |

- ### 3 試験室からの退出等

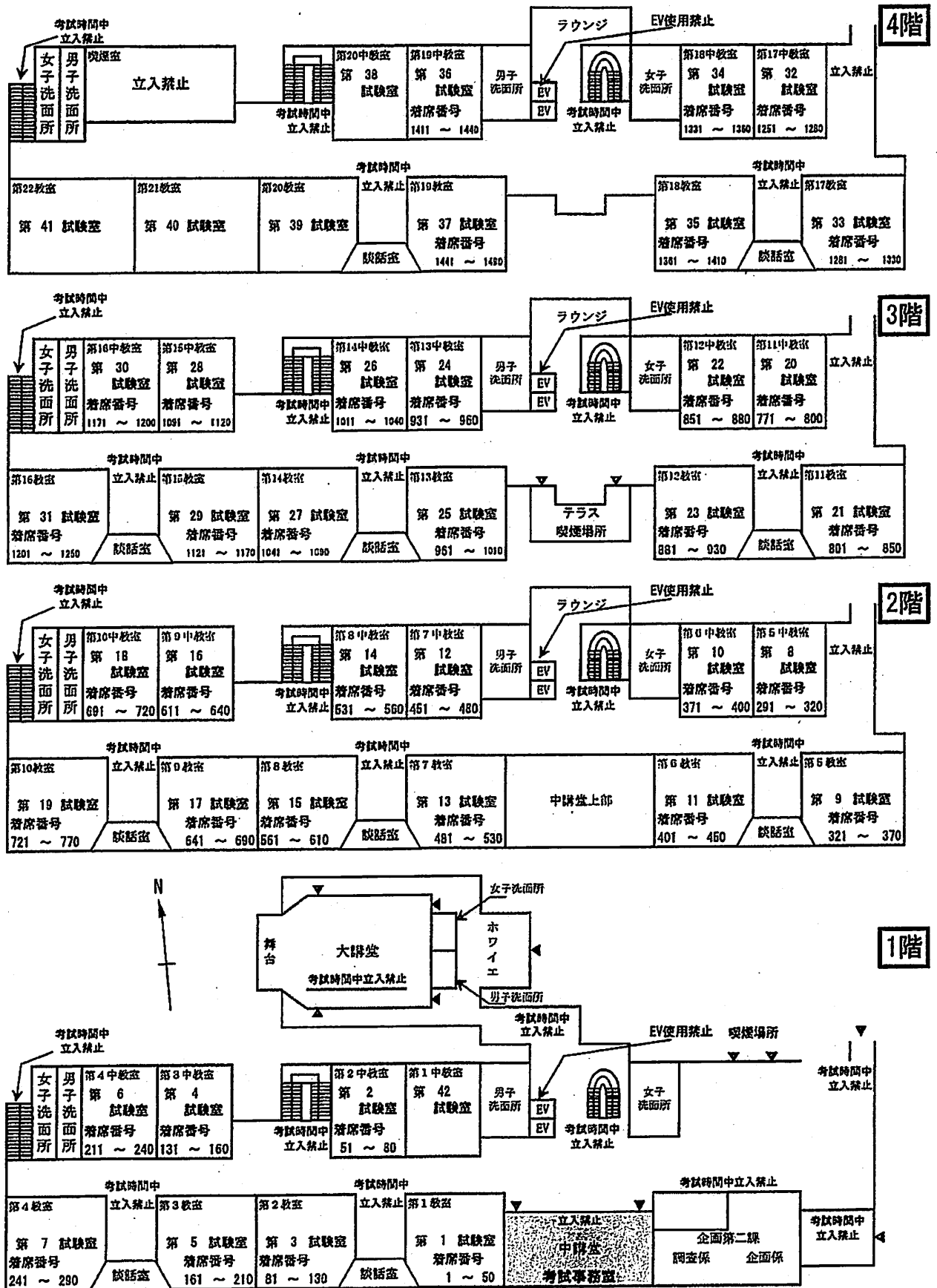
各試験室から西館の階段を利用して1階に降り、速やかに退出する。1階ロビー等にとどまらずに、静かに西館から退出すること。

※ 2～4階の連絡通路を通して西館から退出することはできない。

- #### 4 欠席・遅刻する場合等の連絡先

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 考試期間前 | 最高裁判所事務総局人事局任用課試験係<br>03 (3264) 8111 (内線 [REDACTED]) |
| 考試期間中 | 司法研修所内考試事務室<br>[REDACTED]                            |

# 考 試 試 験 室 配 置 図 (司法研修所西館)



## 注意事項（新梅田研修センター）

### 1 所在地・電話番号

〒553-0003 大阪市福島区福島6丁目22番20号

06(4796)3371

※ アクセス案内以外の問い合わせには応じることはできない。考試に関する問い合わせ及び連絡は、6の連絡先に電話をかけること。

※ 試験室の下見にも応じることはできない。

### 2 考試期間中、JR大阪駅と新梅田研修センターとの間の無料直通シャトルバスを利用してはならない。

### 3 4階404ホールは考試事務室とするので、その付近には近付かないこと。

### 4 試験室への入室等

|             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 会場入場時刻      | 8時30分以降                                           |
| 待機場所        | 1階ロビー<br>2～4階の各試験室前廊下<br>※ 試験室準備のため、試験室への入室は認めない。 |
| 試験室への入室可能時刻 | 9時30分                                             |
| 着席時刻        | 9時45分<br>※ 遅刻した場合、当日の考試に应试させないことがある。              |

### 5 試験室からの退出等

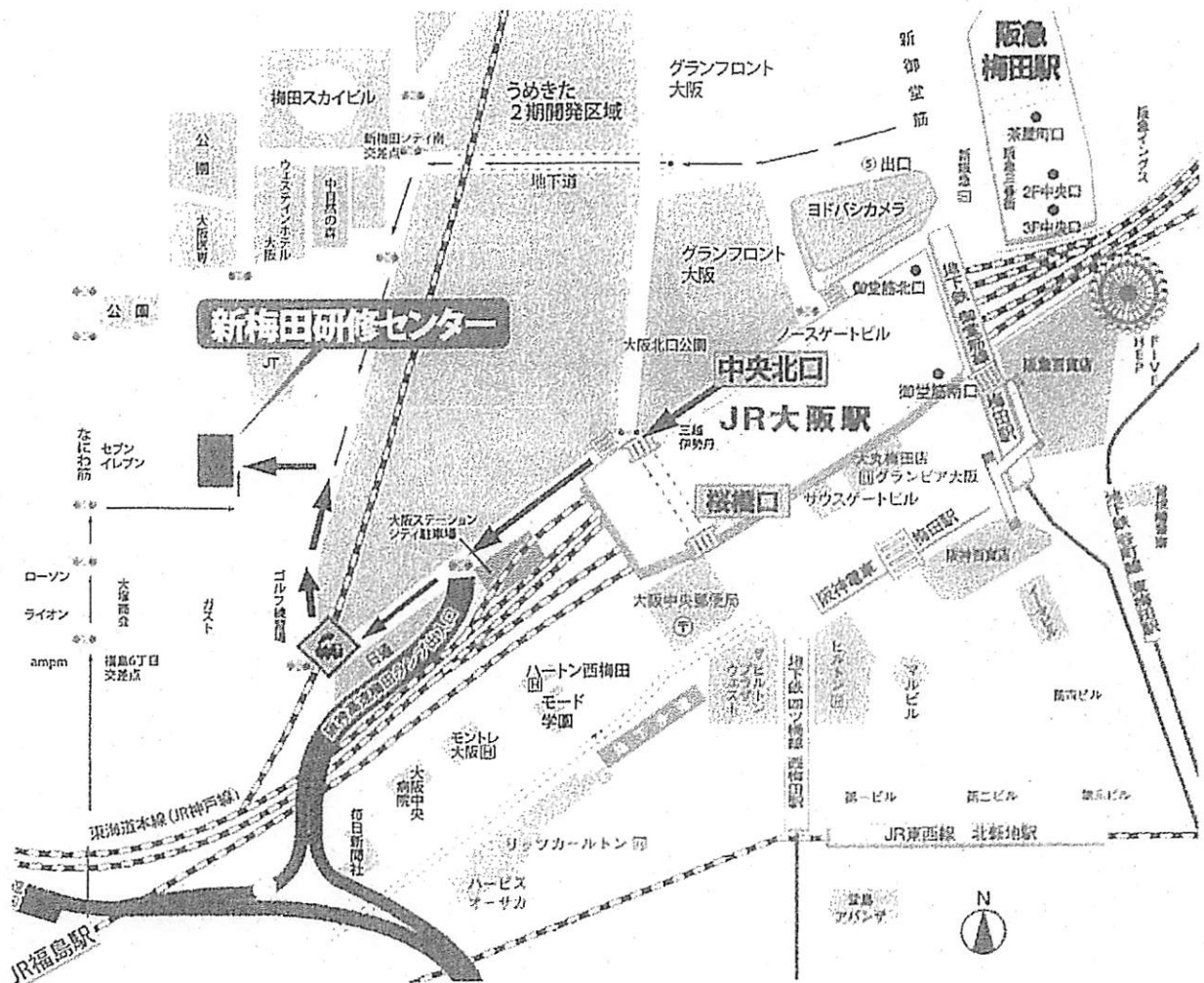
各試験室から階段を利用して1階に降り、速やかに建物から退出する。

※ 会場付近は住宅街であるから、退出後に会場及びその周辺にとどまって近隣に迷惑を掛けることがないように、速やかに解散すること。

### 6 欠席・遅刻する場合等の連絡先

|       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 考試期間前 | 最高裁判所事務総局人事局任用課試験係<br>03(3264)8111（内線 [ ]） |
| 考試期間中 | 新梅田研修センター内考試事務室<br>[ ]                     |

## 新梅田研修センターへのアクセス



● JR大阪駅（桜橋口）から徒歩約12分

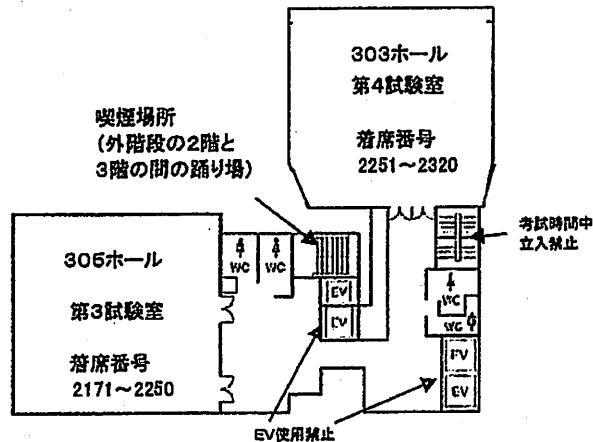
● JR環状線福島駅から徒歩約7分

◆参考（新梅田研修センターへのアクセスについて）

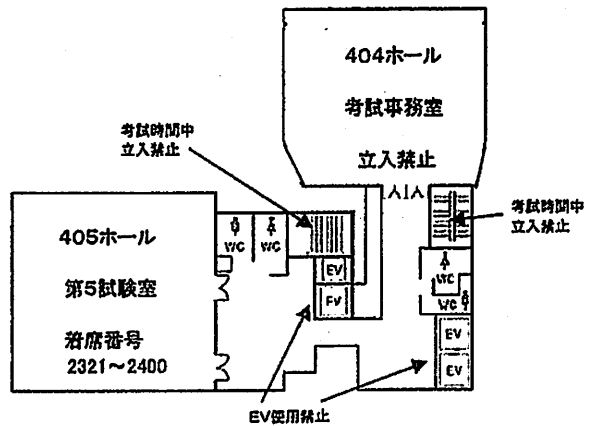
URL : [http://www.temmacenter.com/shin\\_umeda/access/index.html](http://www.temmacenter.com/shin_umeda/access/index.html)

## 考 試 試 験 室 配 置 図 (新梅田研修センター)

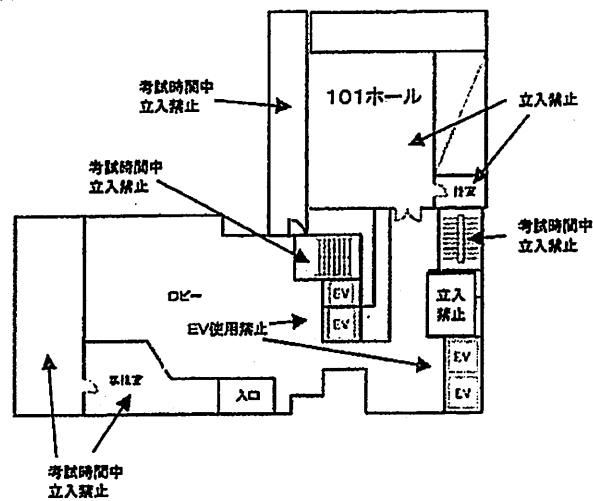
### 3階



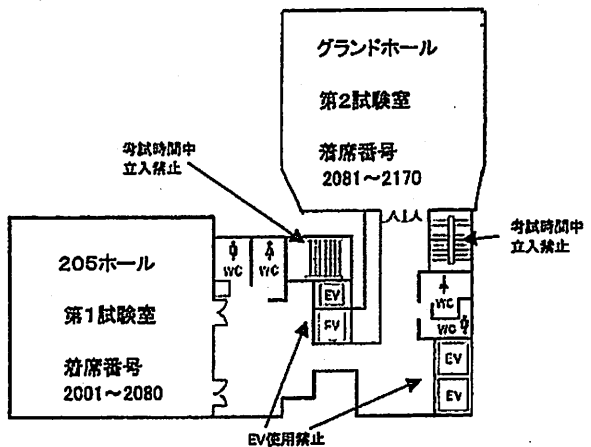
### 4階



### 1階



### 2階



※「試験時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※喫煙場所(外階段の2階と3階の間の踊り場)は、喫煙を許可された者以外、試験時間中立入禁止

※試験室は、当日、会場で確認すること。

## 司法修習生考試委員會規則

昭和二十四年三月八日考試委員會可決制定

一部改正 昭和二十六年十月二十六日考試委員會可決

第一条 司法修習生考試委員會（以下委員會という。）に関しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 委員會は、委員長が、これを招集する。

委員長は、會議の議長となり、議事を整理する。

第三条 委員會の會議は、秘密とする。

第四条 委員會は、過半数の委員が出席しなければ、會議を開くことができない。

委員會の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

第五条 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第六条 委員の任期は三年とする。但し、再任及び委員の任期を延長することは妨げない。

第七条 委員會に幹事一人を置く。

幹事は、最高裁判所事務総局人事局長を以つて、これに充てる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八条 委員會に書記五人を置く。

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

第九条 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員會に関し、必要な事項は、委員會がこれを定める。

## 不 合 格 者 名 簿

| 番号 | 受験番号 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 不可の判定を受けた科目 |
|----|------|----|----|----|-------------|
| 1  |      |    |    |    |             |
| 2  |      |    |    |    |             |
| 3  |      |    |    |    |             |
| 4  |      |    |    |    |             |
| 5  |      |    |    |    |             |
| 6  |      |    |    |    |             |
| 7  |      |    |    |    |             |
| 8  |      |    |    |    |             |
| 9  |      |    |    |    |             |
| 10 |      |    |    |    |             |
| 11 |      |    |    |    |             |
| 12 |      |    |    |    |             |
| 13 |      |    |    |    |             |
| 14 |      |    |    |    |             |
| 15 |      |    |    |    |             |
| 16 |      |    |    |    |             |
| 17 |      |    |    |    |             |
| 18 |      |    |    |    |             |
| 19 |      |    |    |    |             |
| 20 |      |    |    |    |             |
| 21 |      |    |    |    |             |
| 22 |      |    |    |    |             |
| 23 |      |    |    |    |             |
| 24 |      |    |    |    |             |
| 25 |      |    |    |    |             |
| 26 |      |    |    |    |             |
| 27 |      |    |    |    |             |
| 28 |      |    |    |    |             |
| 29 |      |    |    |    |             |
| 30 |      |    |    |    |             |
| 31 |      |    |    |    |             |
| 32 |      |    |    |    |             |
| 33 |      |    |    |    |             |
| 34 |      |    |    |    |             |
| 35 |      |    |    |    |             |
| 36 |      |    |    |    |             |
| 37 |      |    |    |    |             |
| 38 |      |    |    |    |             |
| 39 |      |    |    |    |             |
| 40 |      |    |    |    |             |
| 41 |      |    |    |    |             |
| 42 |      |    |    |    |             |
| 43 |      |    |    |    |             |
| 44 |      |    |    |    |             |
| 45 |      |    |    |    |             |
| 46 |      |    |    |    |             |
| 47 |      |    |    |    |             |
| 48 |      |    |    |    |             |
| 49 |      |    |    |    |             |
| 50 |      |    |    |    |             |
| 51 |      |    |    |    |             |
| 52 |      |    |    |    |             |
| 53 |      |    |    |    |             |
| 54 |      |    |    |    |             |

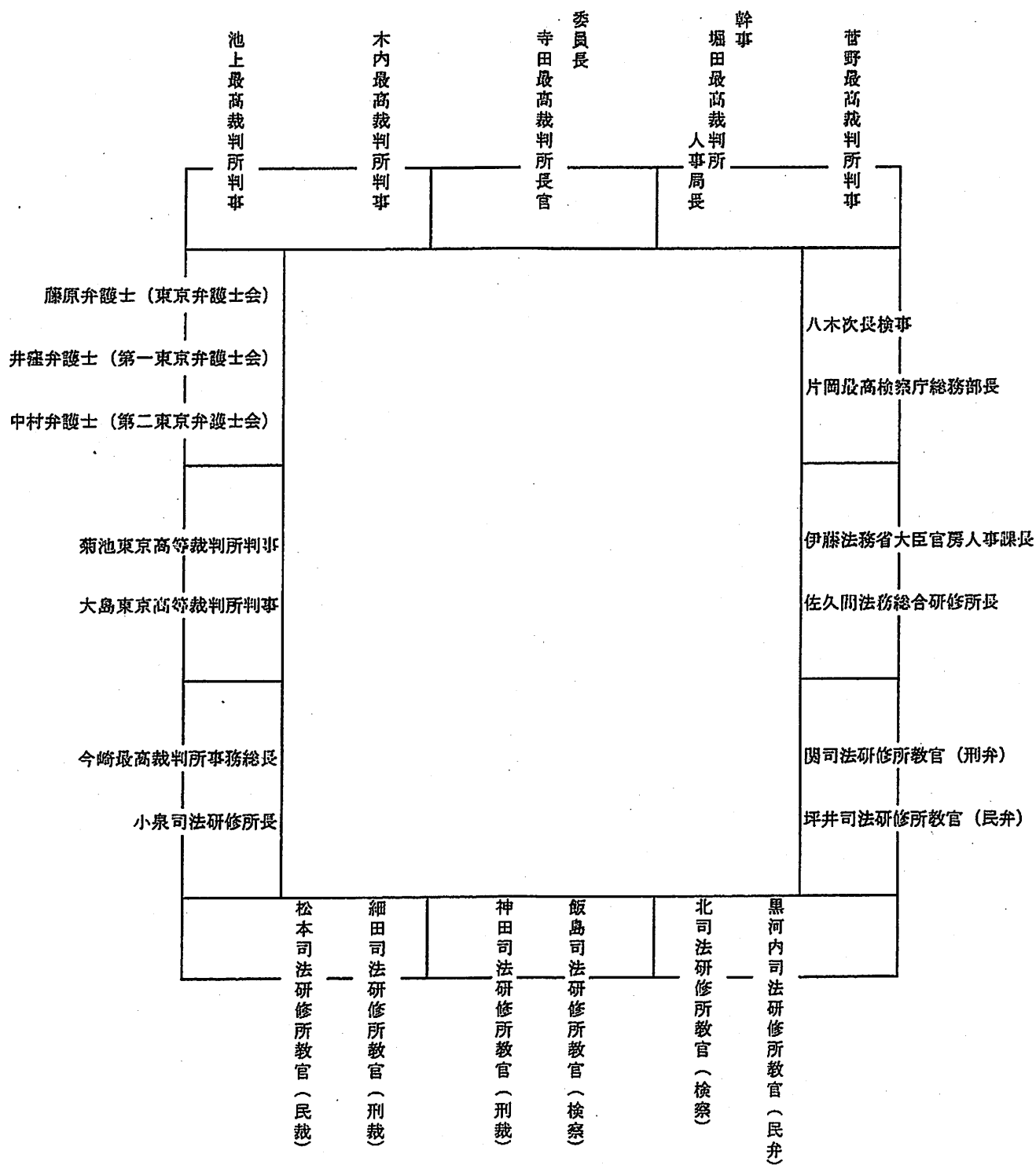
# 司法修習生考試委員會委員名簿

|       |               |       |
|-------|---------------|-------|
| 委員長   | 最高裁判所長官       | 寺田逸郎  |
| 委員    | 最高裁判所判事       | 木内道祥  |
| 同     | 最高裁判所判事       | 池上政幸  |
| 同     | 最高裁判所判事       | 菅野博之  |
| 同     | 次長檢事          | 八木宏幸  |
| 同     | 最高檢察庁總務部長     | 片岡弘   |
| 同     | 法務省大臣官房人事課長   | 伊藤榮二  |
| 同     | 法務省刑事局長       | 林眞琴   |
| 同     | 法務綜合研究所長      | 佐久間達哉 |
| 同     | 弁護士（東京弁護士会）   | 藤原浩   |
| 同     | 弁護士（第一東京弁護士会） | 井窪保彦  |
| 同     | 弁護士（第二東京弁護士会） | 中村晶子  |
| 同     | 最高裁判所事務總長     | 今崎幸彦  |
| 同     | 東京高等裁判所判事     | 菊池洋一  |
| 同     | 東京高等裁判所判事     | 大島隆明  |
| 同     | 司法研修所長        | 小泉博嗣  |
| 同     | 司法研修所教官（判事）   | 松本利幸  |
| 同     | 司法研修所教官（判事）   | 鈴木謙也  |
| 同     | 司法研修所教官（判事）   | 細田啓介  |
| 同     | 司法研修所教官（判事）   | 神田大助  |
| 同     | 司法研修所教官（檢事）   | 飯島泰   |
| 同     | 司法研修所教官（檢事）   | 北佳子   |
| 同     | 司法研修所教官（弁護士）  | 黒河内明子 |
| 同     | 司法研修所教官（弁護士）  | 坪井昌造  |
| 同     | 司法研修所教官（弁護士）  | 神山啓史  |
| 同     | 司法研修所教官（弁護士）  | 関聡介   |
| 同（幹事） | 最高裁判所人事局長     | 堀田眞哉  |

## 司法修習生考試委員会席図

出席予定者 24 人  
欠席予定者 3 人

|           |                      |                     |    |
|-----------|----------------------|---------------------|----|
| 司法研修所事務局長 | 最高裁判所事務総局<br>人事局任用課長 | 最高裁判所事務総局<br>人事局参事官 | 書記 |
|-----------|----------------------|---------------------|----|



平成27年度（第69期）司法修習生考試委員会

参 考 法 規 目 録

1 裁判所法抜粋

2 司法修習生に関する規則

○裁判所法（抜粋）

[昭和22年法律第59号]

第14条（司法研修所）

裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第55条（司法研修所教官）

最高裁判所に司法研修所教官を置く。

- ② 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第56条（司法研修所長）

最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

- ② 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第66条（採用）

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

- ② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第67条（修習・試験）

司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第68条（罷免）

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

## ○司法修習生に関する規則

〔昭和二十三年八月十八日最高裁判所規則第十五号〕

改正

〔昭和二七年 九月 三日最高裁判所規則第二二号〕

〔昭和四五年一二月二八日最高裁判所規則第一三号〕

〔平成一一年 二月一〇日最高裁判所規則第一号〕

〔平成一二年 一月 七日最高裁判所規則第一号〕

〔平成一八年 二月二三日最高裁判所規則第三号〕

〔平成二二年 四月 七日最高裁判所規則第四号〕

### 第一章 総則

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第三条 司法修習生は、修習にあたって知つた秘密を漏らしてはならない。

### 第二章 修習

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

第五条 司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも十箇月の実務を修習しなければならない。

② 前項の実務修習の修習期間のうち、少なくとも、四箇月は裁判所で、二箇月は検察庁で、二箇月は弁護士会で修習しなければならない。

③ 第一項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によつて修習しなかつた四十五日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

② 司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

③ 司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

② 司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

③ 第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行

状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十一条 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

② 高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。

③ 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

### 第三章 考試

第十二条 裁判所法〔昭和二二年四月法律第五九号〕第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会という。）を常置する。

② 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

③ 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

④ 委員会に書記を置く。

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考査委員を委嘱することができる。

② 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

② 前項の報告には、第十条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

### 第四章 罷免

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

一 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不相当であるとき。

二 病気、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき。

三 本人から願出があつたとき。

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に前二条の各号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に当る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最

高裁判所に報告しなければならない。

附 則〔平成二二年四月七日最高裁判所規則第四号〕

- 1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）附則第二項及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法第二条の規定による改正後の司法試験法の規定による司法試験に合格した者とみなされた者であって、この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、なお従前の例による。

平成27年度(第69期)司法修習生  
考試応募者名簿

(平成28年11月18日現在)